

# 令和7年度 宮崎市消防局会計年度任用職員 採用募集・試験要領(応急手当主任指導員・応急手当指導員)

- 1 募集職種                   ①応急手当主任指導員  
                                  ②応急手当指導員
- 2 主な職務内容           ①応急手当主任指導員  
                                  I 普通救命講習や応急手当講習等の調整及び指導等に関する業務  
                                  II 応急手当指導員の育成及び指導に関する業務  
                                  ②応急手当指導員  
                                  I 普通救命講習や応急手当講習等の指導等に関する業務
- 3 募集人員                   若干名

## 4 勤務条件等について

勤務場所	応急手当研修センター（宮崎市大塚台西二丁目18-1）
勤務形態	休憩時間（12時00分から13時00分までの1時間）を除いて、1週間当たり原則として29時間以内の勤務 8：30～17：15×週3日 8：30～15：15×週1日
任用期間	1年以内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）とし、勤務状況等により、2回まで再度の任用をすることがあります。（最長で令和10年3月31日まで） なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間です。
報酬	基本報酬月額 ①応急手当主任指導員 164,645円～172,129円 ②応急手当指導員 152,970円～162,250円
諸手当	・通勤手当（通勤距離に応じて支給） ・期末手当及び勤勉手当（支給条件に応じて支給）
年次有給休暇	年次有給休暇は10日（継続勤務期間等によって異なります。） その他有給休暇があります。
社会保険等	地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入。
駐車場	職員駐車場の使用可

## 5 受験資格

### 【共通】

- ・年齢、性別、国籍、住所、学歴 不問
- ・パソコン（ワード・エクセル）を使用できること。
- ・「普通自動車運転免許」を有していること。
- ・欠格事項

次のいずれか一つに該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 【①応急手当主任指導員のみ】

- ・地方公共団体において消防吏員として消防業務等に従事した経験を有する人

## 6 試験日時等

試験日時	令和7年2月14日（金） ①応急手当主任指導員 9時00分～（予定） ②応急手当指導員 10時00分～（予定）
試験会場	宮崎市消防局 3階会議室 等
試験方法	・個別面接【50点×2人＝100点】 ・パソコン（ワード）入力試験【30点】
合格発表	令和7年3月3日（月） 予定 （合格者：電話連絡及び郵送通知、不合格者：郵送通知のみ）

## 7 応募手続

- （1）提出書類 受験申込書（宮崎市 HP（募集情報）に掲載）を下記提出先に提出  
（宮崎市 HP の URL : <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>）
- （2）提出先 宮崎市消防局総務課（消防局庁舎3階）  
〒880-0023 宮崎市和知川原1丁目64-2
- （3）受付期間 令和7年1月29日（水）から令和7年2月10日（月）まで  
受付時間：8時30分～17時15分 ※土日祝日は除く  
郵送の場合は令和7年2月10日（月）必着

## 8 採用について

(1) 合格者は、令和7年度の採用候補者名簿（原則として合格発表の日から1年間有効）に登載され、必要に応じて順次採用内定します。

この名簿からの採用は、令和7年4月1日以降です。

なお合格者は採用予定者数よりも多く決定する場合がありますので、名簿に登載されても採用されないことがあります。

(2) この試験に合格し採用候補者名簿に登載された場合でも、採用される以前にこの試験とは別に宮崎市（市長部局、上下水道局、他の執行機関を含む。）が実施する会計年度任用職員採用試験により、その職で採用された場合には、当該採用の日をもって、この試験の採用候補者名簿から抹消します。

(3) 次の場合は合格を取り消し、採用しません。

○受験申込書に虚偽の記載がなされていることが判明した場合

○免許、資格等を取得していない場合や、当該免許、資格等を取り消されている場合、又は業務の停止を命じられている場合

(4) 応募者が採用予定者数に満たなかった場合でも、試験の結果を受けて採用を行わない場合があります。

(5) ②応急手当指導員に採用された方につきましては、令和7年4月以降に「応急手当指導員」の研修などを受けていただく予定です。